

住宅宿泊事業法への対応について

令和元年(2019年)5月 北海道経済部観光局民泊グループ

I. 住宅宿泊事業の宿泊実績【平成31年(2019年)2月-3月分】

(住宅宿泊事業法において、住宅宿泊事業者は、届出住宅の宿泊日数等を2ヶ月毎に都道府県知事等に報告することとされている。)

1 報告の対象期間

- 平成31年(2019年)2月1日~3月31日

2 届出住宅の数 (札幌市所管分を含む。)

- (3月31日時点受理件数)
- 報告対象 2,118件

札幌市	1,697件
北海道	421件 (道央215件・道南49件・道北130件・道東27件)
 - (前回報告対象(1月31日時点受理件数)から150件(札幌市分116件・道分34件)増加。)
 - 報告済み 1,813件

札幌市	1,449件
北海道	364件 (道央184件・道南38件・道北117件・道東25件)

3 取りまとめ結果 (札幌市所管分を含む。)

①営業(宿泊)日数(2~3月(59日間)に届出住宅に実際に人を宿泊させた日数の合計)

	総数	一住宅当たり平均日数
(1)札幌市	31,232日 (32,496日)	21.6日 (23.4日)
(2)道央(空知・石狩・後志・胆振・日高) ※札幌市を除く。	2,080日 (2,600日)	11.3日 (14.4日)
(3)道南(渡島・檜山)	699日 (853日)	18.3日 (19.4日)
(4)道北(上川・留萌・宗谷)	750日 (647日)	6.4日 (5.6日)
(5)道東(オホーツク・十勝・釧路・根室)	188日 (145日)	7.5日 (6.3日)
全道計	34,949日 (36,741日)	19.3日 (21.0日)

※(括弧)内は前回(12~1月分(62日間))の数字

②宿泊者数（2～3月（59日間）に届出住宅に実際に宿泊した宿泊者の合計）

	実数	延べ数
(1)札幌市	38,186人 (36,899人)	102,158人 (106,433人)
(2)道央（空知・石狩・後志・胆振・日高） ※札幌市を除く。	3,575人 (3,595人)	8,012人 (9,724人)
(3)道南（渡島・檜山）	1,440人 (1,637人)	2,301人 (2,778人)
(4)道北（上川・留萌・宗谷）	1,302人 (1,080人)	3,143人 (2,745人)
(5)道東（オホーツク・十勝・釧路・根室）	343人 (220人)	552人 (380人)
全道計	44,846人 (43,431人)	116,166人 (122,060人)

※（括弧）内は前回（12～1月分（62日間））の数字

③国籍（出身地）別の宿泊者数（実数）（2～3月（59日間））

	実数		参考：12～1月分	
	人数	割合	人数	割合
(1)中国	11,816人	26.3%	12,793人	29.5%
(2)韓国	7,680人	17.1%	8,721人	20.1%
(3)日本 （日本国内に住所を有する者）	7,506人	16.7%	4,013人	9.2%
(4)タイ	2,497人	5.6%	2,550人	5.9%
(5)マレーシア	2,315人	5.2%	2,513人	5.8%
(6)その他	13,032人	29.1%	12,841人	29.5%
道計	44,846人	100.0%	43,431人	100.0%